

## 第31回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月26日(金)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室(東)

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 新野 勝廣

委員 1番 鈴木 秀男、2番 後藤 満良、3番 高橋 孝博、4番 佐々木 一宏、  
5番 勝見 和彦、6番 市川 博幸、7番 船山 マサエ、8番 阿部 つや子

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第63号 非農地証明の結果報告について

第 5 議 第166号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第 6 議 第167号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第 7 議 第168号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

第 8 議 第169号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(使用賃貸借権の設定)

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 内谷新悟、農地主査 竹田智弘、主任 玉田絵里子、主事補 小関未夢

6. 会議の概要

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 大沼 藤一

ただ今より、第31川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席7番船山マサエ委員、議席8番阿部つや子委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります、書記については事務局職員より竹田主査並びに玉田主任を指名いたします。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとする  
ことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第63号、非農地証明の結果報告についてを上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

1ページをお開きください。報告第63号、非農地証明の結果報告について、申請件数は2件です。

2ページをお開きください。願ひ人●●、土地については、大字下小松字根岸前1320-2、田52㎡、計田4筆155.64㎡、畑1筆261㎡の合計416.64㎡です。非農地となった時期及び事由については、昭和48年頃から、申請地について簡易郵便局用地として建物を建てて使用しており、農地としての使用はしていませんでした。調査員の意見といたしまして、令和4年8月17日に後藤委員と阿部委員と事務局で現地調査の結果、相違ないことを確認しております。

3ページをお開きください。願ひ人●●、土地については、大字下平柳字坂水屋敷三150-4、畑6.45㎡です。非農地となった時期及び事由については、平成10年頃から耕作をしておらず、現在は木又は雑草が生い茂っている状態の原野になっております。これも同じく8月17日に後藤委員と阿部委員と事務局で現地調査いたしまして、申請の内容に相違ないことを確認しております。以上です。

議長 大沼 藤一

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第5、議第166号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 玉田 絵里子

4ページをご覧ください。議第166号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和4年8月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字下小松字鳩胸1352-1、田331㎡、計田8筆828㎡、畑1筆127㎡、離農、経営規模拡大です。

2番●●、●●、大字玉庭字柏の木面3927、田1, 294㎡、計田6筆17, 649㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。以上今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼 藤一

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。番号1番について、議席5番勝見和彦委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

番号1番について、8月22日に推進委員、荒井委員が現地を調査しました。今回の申請は、離農、経営規模拡大です。譲り受け人は意欲的に農業を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て田が10a対価●●円、畑が10a対価●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

議長 大沼 藤一

次に番号2番について、議席6番市川博幸委員より報告願います。

委員 市川 博幸

番号2番については、8月16日に須貝推進委員が現地調査しました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大です。譲り受け人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響はないと思います。農地の状況から見て10a対価●●円は妥当だと判断します。よろしく願います。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第6、議第167号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主任 玉田 絵里子

5ページをご覧ください。議第167号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。令和4年8月26日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番●●、●●、大字上小松字観音下4067、田6,056㎡、計田6筆18,023㎡、畑2筆1,571㎡、経営規模縮小、経営規模拡大です。なお、こちらの申請については、当初●●と●●の賃貸借権設定の許可申請ということで、今年の5月の総会案件でありましたが、総会前に賃貸人の●●が亡くなっていたことが総会后に分かったため、●●から●●へ相続完了後、再度総会の案件として今回諮るものです。以上今回の申請については、農地法第3条に定める許可要件を満たしております。

議長 大沼 藤一

次にただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番ついて、議席3番高橋孝博委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番であります。8月17日に、推進委員の渡部委員と私のほうで現地のほうを見て参りました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大であります。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また周辺農地への影響ないと思われます。農地の状況から見て上小松字一本松の田が10a●●円、それ以外の田が10a●●円、畑が10a●●円は妥当だと判断しますのでよろしくお願ひします。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって本案件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第168号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

6ページをお開きください。議第168号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見につ

いて、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和4年8月26日提出、農業委員会会長名。申請件数は1件です。

1番、譲渡人●●ほか二名、譲受人川西町長原田俊二、場所については大字西大塚字安海檀1624-1、田4, 316㎡、計田4筆6, 813㎡。農地区分ですが、議案書のほうにすべて第3種農地というような表記をしておりますが、4筆のうち3番目の1627-1の438㎡のみ第1種農地に訂正をお願いします。使用目的は社会教育施設ということで、メディカルタウン整備計画に基づいて公共施設を建設するものでございます。別添資料1の補足資料で補足させていただきます。3ページを開きいただきまして、3ページの部分が今回の申請地でございます。5ページ開いていただきまして、5ページが土地利用計画図になっておりまして、イメージ図として載せております。総事業費が●●円、全額借入金で調達する計画でございます、町の予算書等で確認をしております。そのうち土地の取得費は●●円でございます平米あたり●●円の計算でございます。汚水排水は公共下水道で、雨水は地下浸透の計画で、周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

次に現地調査等の結果について議席8番阿部つや子委員より報告願います。

委員 阿部 つや子

報告いたします。番号1番について、令和4年8月17日、後藤委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、西大塚地内にある第3種農地の田であります。町が社会教育施設を建設するための申請です。転用後の造成については、約1.5mの盛土を行いますが、L形擁壁で法面を保護する計画で、周辺農地への影響も無いため申請の内容に問題はないと判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第8、議第169号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

7ページをお開きください。議第169号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う使用貸借権の設定について許可申請があったので、知事に送付の意見を付せられたい。令和4年8月26日提出、農業委員会会長名。申請件数は1件です。

1番申請人、貸人●●、借人●●、●●、土地については、大字上小松字大光院前2794-6、畑で363㎡です。農地区分は第3種農地ということで、一般住宅を建築するための申請となります。こちらも別添の資料1の補足資料で補足させていただきます。補足資料の8ページが今回の申請地の案内図でございまして、11ページの土地利用計画図を載せております。総事業費が●●円でございまして、全額融資で調達する計画です。融資証明により確認しております。汚水排水は公共下水道で、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。以上です。

議長 大沼 藤一

次に現地調査等の結果について、議席8番阿部つや子委員より報告願います。

委員 阿部 つや子

番号1番について、令和4年8月17日に、後藤委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は上小松地内にある畑であり、一般住宅を建築するための申請です。転用後の造成については、約90cmの盛り土を行いますが、L型擁壁で法面を保護する計画で、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断します。以上です。

議長 大沼 藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に質問等について求めます。

(質問なし)

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件については許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

これをもちまして、第31回川西町農業委員会総会を閉会いたします。